

【要保存】非常変災時の臨時休業等の取扱いについて

泉佐野市立大木小学校

2019年4月1日

1 泉佐野市に「暴風警報」又は「大雨警報」が発令された場合 (※1参照)

	暴風警報又は大雨警報 (泉佐野市)	■ 学校の対応	備考
登 校 前	午前7時現在で発令中	未 決	◆ 児童は、自宅等で待機します
	午前9時までに解除	通常授業	■ 学校は、始業を遅らせる場合があります 【給食】実施 (※2参照) 【留守家庭児童会】開設
	午前9時現在で発令中	臨時休業	【給食】中止 (※3参照) 【留守家庭児童会】休会
在 校 中	台風接近に伴い発令 (天候等の悪化が予測 される場合)	授業中止	■ 学校は、児童を一斉下校させます 【給食】 ・午前10時30分までに 警報発令 → 中止 ・午前10時30分以降に 警報発令 → 原則実施 (実施後一斉下校) 【留守家庭児童会】 ・午後2時30分までに警報発令 → 休会
	台風接近がなく発令 (一時的・局地的な発令 の場合)	原則 通常授業	■ 学校は、天候等の状況に応じて、児童を一斉下校 させる場合があります 【給食】原則実施 【留守家庭児童会】原則開設

※1 保護者等は、各種報道により、泉佐野市での暴風警報又は大雨警報の発令状況を確認してください。

※2 午前9時に近い時間帯に警報解除となった場合、給食開始が1時間程度遅れることがあります。

※3 給食が中止となった場合の給食費は、返金対象になりません。(以下この「取扱い」において同じ)

■ 台風が通過し天候が回復した後も、土砂災害や浸水被害等の危険性により2日以上大雨警報が継続している場合、学校は、周辺の状況に応じて通常授業(平常始業)を実施することがあります。その際は、前日の午後5時までに、学校からの一斉メール配信等によりお知らせします。

■ この「取扱い」全般に示す非常変災時において、被害発生や交通遮断等により、通常授業が困難な場合は、防災行政無線や学校からの一斉メール配信等により、その旨をお知らせの上、臨時休業や一斉下校などの対応をとることがあります。

2 泉佐野市で「震度5弱以上の地震」が発生した場合、
 又は、大阪府に「津波警報」又は「大津波警報」が発令された場合 (※4参照)

	地震 震度 (泉佐野市)	津波警報又は 大津波警報 (大阪府)	■ 学校の対応	備考
登 校 前	5弱以上	発令の有無を 問わない	臨時休業	【給食】中止 【留守家庭児童会】休会
	4以下	午前7時現在で 発令中		
		午前7時までに 解除・発令なし	通常授業	【給食】実施 【留守家庭児童会】開設
在 校 中	5弱以上	発令の有無を 問わない	授業中止	■ 児童を校内で一時避難させ、迎えに来た保護者等を教職員が確認の上、帰宅させます。 (※5参照) 【給食】給食前に授業中止の場合は中止 (献立の繰越しはありません) 【留守家庭児童会】休会
	4以下	発令中	授業中止	■ 学校は、状況に応じて、児童を一斉下校させる場合があります 【給食】給食前に授業中止の場合は中止 (献立の繰越しはありません) 【留守家庭児童会】休会
		発令なし	原則 通常授業	■ 状況に応じて、児童を一斉下校させる場合があります 【給食】原則実施 【留守家庭児童会】原則開設

※4 保護者等は、各種報道により、泉佐野市の震度や、大阪府での津波警報又は大津波警報の発令状況を確認してください。

※5 保護者等は、児童が在校中(3ページの登下校中も含む)に、泉佐野市で震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校に児童を迎えに行く必要があることを、あらかじめ、ご承知おきください。

■ 学校が臨時休業又は授業中止となった日の翌日以降の平日(土曜授業を含む)は、その前日の午後5時までに、授業再開のお知らせ(防災行政無線等や学校からの一斉メール配信等)がない限り、引き続き臨時休業となります。

3 登下校中に「強い揺れ」を感じたときは

- ◆ 児童は、まず、危険なブロック塀や倒れそうな建物などから離れて、揺れが収まるまで、安全な場所に一時避難します。
- ◆ 児童は、特に津波の恐れの有無に注意します。(津波警報または大津波警報が発令されたときは、防災行政無線から、まずサイレンが鳴り、続いて警報区分の放送がなされます。)

◎ 防災行政無線からの放送内容 (聞き漏らした時などの放送内容確認用電話番号：072-479-3710)

- ・「泉佐野市で震度(4)(5弱)(5強)…の地震が発生しました」 (震度3以下は放送なし)
- ・「サイレン+(津波警報)(大津波警報)が発表されました」 (発令がない場合は放送なし)

- ◆ 児童は、揺れが収まれば、通学路等の状況に注意(垂れ下がった電線や危険な建物・場所に近づかない)しながら、下表のとおり行動します。

	◆ 児童の行動	■ 学校の対応
登 校 中	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩で学校に向かっている児童はそのまま登校します。 ・駅・バス停に向かっている児童は、電車・バスが運行している場合はそのまま登校します。電車・バスが運行していない場合は自宅へ戻ります。 ・バス内にいる児童は運転手さんの指示に従います。 ・自動車で学校へ向かっている場合は、安全を十分確認した上で学校へ向かってください。自宅に戻った場合は、学校までご連絡ください。 ・電車内、駅で地震が発生したときは、駅員や乗務員の指示に従い、できるだけ保護者に連絡を取ります。保護者はそのまま学校に向かわせるか、自宅に帰らせるかの判断をしてください。 	
下 校 中	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩で自宅へ向かっている児童はそのまま帰宅します。ただし、津波の恐れがある時は、旧国道26号線よりも海側に自宅がある児童は学校に一時避難します。 ・自動車で自宅へ向かっている場合は、保護者の指示に従って、安全を十分確認した上で自宅へ向かってください。自宅に戻った場合は、学校までご連絡ください。 ・電車・バス内、駅で地震が発生したときは、駅員や乗務員の指示に従い、できるだけ保護者に連絡を取ってください。保護者はそのまま自宅に向かわせるか、学校に帰らせるかの判断をしてください。 	<p>■ 学校に登校または一時避難してきた児童については、2ページの「在校中」欄に準じて対応します。</p> <p>(※5も適用)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ただし次の場合は、<u>学校に一時避難</u>できます。 ① 地震の震度が5弱以上だった場合 ② 防災行政無線からの放送の有無や放送内容がわからず、どうしていいか迷った場合 ③ 帰宅しても保護者等が自宅にいない場合 ④ 地震等により自宅が損壊するなど、学校に避難しなければならない理由がある場合 	

4 ミサイル情報：Jアラートから「弾道ミサイル発射情報（大阪府）」を受信した場合

◎ 防災行政無線からの放送内容（聞き漏らした時などの放送内容確認用電話番号：072-479-3710）
 ・「サイレン+ミサイル発射情報。ミサイル発射情報。当地域に着弾する可能性があります」

	受信直後の対応	被害等の確認後の対応
登校前	◆児童は、自宅等で待機	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通常授業が困難な場合 → 学校は臨時休業 ・学校からの一斉メール配信等（通電時）又は防災行政無線（停電時）により、臨時休業のお知らせをします。 【給食】中止（献立の繰越しはありません） 【留守家庭児童会】休会
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 通常授業に支障がない場合 → 学校は通常授業 ・学校からの一斉メール配信等により、通常授業のお知らせをします（始業を遅らせる場合があります） 【給食】実施 【留守家庭児童会】開設
在校中	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校は、授業等を中断し、児童は校内の安全な場所に一時避難させます 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通常授業が困難な場合 → 児童は授業を中止し、一斉下校 ・ただし、学校からの一斉メール配信等（通電時）又は防災行政無線（停電時）により、保護者等に迎えを要請する場合があります（※6参照） 【給食】給食前に一斉下校の場合は中止（献立の繰越しはありません） 【留守家庭児童会】休会
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 通常授業に支障がない場合 → 学校は通常授業 【給食】実施 【留守家庭児童会】開設
登下校中	<ul style="list-style-type: none"> ◆サイレンが聞こえた場合、児童は、頑丈な建物などの安全な場所に一時避難します（約10分間） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童は、約10分間一時避難した後、 《登校中は》 [強い揺れを感じたときと同じ対応です] ◆ そのまま登校します （■ 登校後、学校は「在校中」の欄に準じて対応） 《下校中は》 [強い揺れを感じたときと同じ対応です] ◆ 通学路や自宅付近に被害が無ければ、そのまま帰宅します ◆ ただし、帰宅が困難な場合は、学校に一時避難できます （■ 一時避難後、学校は保護者等に迎えを要請）（※6）

※6 保護者等は、児童が在校中に、ミサイルによる被害があった場合（下校中、帰宅が困難で学校に一時避難した場合も含む）は、迎えを要請される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。

■ 学校が臨時休業又は授業中止となった日の翌日以降の平日（土曜授業を含む）は、その前日の午後8時までに、授業再開のお知らせ（防災行政無線や学校からの一斉メール配信等）がない限り、引き続き臨時休業となります。